

オ 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

平成 26 年度第 2 回笠間市子ども・子育て会議の協議を経て、平成 26 年 9 月議会において承認されました「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成 27 年 6 月議会において一部改正しました。

● 改正内容

平成 27 年 4 月 1 日以後、小規模保育事業所[※]や事業所内保育事業所[※]に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができることとされました。

※小規模保育事業所…認可定員 6 人～19 人

※事業所内保育事業所…定員は、「事業所の従業員の子ども」だけでなく「地域枠（地域の保育を必要とする子ども）」を設けることが必要

● 笠間市の対応

笠間市において、国の基準と異なる内容を定める特別な理由はないことから、同様に改正しました。

なお、笠間市において、現在この条例で規定する施設は整備されておりません。